

## 千代田区都市計画審議会地区計画の見直し方針策定検討部会設置要綱

### (設置)

第1条 地区計画の見直し方針策定に関する事項を調査検討するため、千代田区都市計画審議会運営規則（平成12年千代田区規則第69号）第11条の規定に基づき、千代田区都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）に部会として千代田区都市計画審議会地区計画の見直し方針策定検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を調査検討し、結果を都市計画審議会に報告する。

(1) 令和3年5月に改定された千代田区都市計画マスタープランに基づいた地区計画の見直し方針策定案

(2) 前号のほか地区計画の見直し方針策定に関連する事項

### (委員)

第3条 部会は、次に掲げる者のうちから選出するおおむね10名以内の委員で構成する。

(1) 都市計画審議会委員

(2) 前号のほか識見を有する者

2 前項第1号の者から選出する委員は都市計画審議会会長が指名し、同項第2号の者から選出する委員は都市計画審議会会長に協議して区長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から2年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間）とし、再任を妨げない。ただし、部会が都市計画審議会に調査検討の最終報告をしたときは、当該報告の日をもって任期満了とする。

### (部会長)

第4条 部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総括する。

4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 部会は、部会長が招集する。

2 部会の会議は、公開とする。ただし、委員の過半数が公開を適当でないとするときは、この限りでない。

### (意見聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第8条 第3条第1項第1号に該当する委員には、都市計画審議会委員の報酬を支給する。同項第2号に該当する委員には、報償費を支給する。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、環境まちづくり部景観・都市計画課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項については、まちづくり担当部長が定める。

附 則 (令和3年10月22日 3千景都発第123号)

この要綱は、令和3年10月22日から施行する。